

コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会制度を導入した学校のことです。

学校運営協議会とは、教育委員会に任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。

本市では、「学校評議員制度」や「学校支援コーディネーター」などの仕組みにより、学校と地域の連携を推進してきました。

その様々な学校支援の取組の実績を生かして、学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールを令和6年度に市内全小中学校に設置します。

本市においては、地域と連携する中で、学校の運営のみならず、学校が地域のよりどころとなり、学校を核とした地域ネットワークが形成され、学校を取り巻く地域の課題解決に取り組むこととすることから、

- ・本市に設置する学校運営協議会は、
「学校地域連携運営協議会」と称することとし、
- ・それを設置した学校を
「浦安市コミュニティ・スクール」と称することとします。

浦安市コミュニティ・スクール（学校地域連携運営協議会を設置する学校）

【法律に規定されている権限】

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 2 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 3 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

